

高知県立あき総合病院 清掃業務仕様書（案）

I 目的

本業務は、建物・施設の維持保存及び消耗の防止等、その様式に適合した清掃技術によって、環境及び衛生の向上を図るとともに、発生する不要物の処理を行うものであり、大別して日常清掃作業と特別清掃作業に区分する。

本業務は、あき総合病院における清掃業務を専門知識と経験、実績を有する業者に委託することによって、当該業務が円滑かつ効率的に遂行されることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

本仕様書に記載のない事項であっても、現場の状況に応じ必要と認められる作業は受託者側で実施するものとする。清掃作業は、別に定めた病院清掃業務基準表に基づき実施するものとする。ただし、17時15分までは常駐して突発的な清掃や病院の指示による清掃に対応するものとする。

なお、この仕様書の内容が実際の業務になじまない場合は、受託者と委託者が協議のうえ変更するものとする。

II 業務実施場所及び履行期間

1 実施場所

高知県立あき総合病院（高知県安芸市宝永町3-33）

2 履行期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

III 業務体制

業務の実施にあたっては、円滑・適正に処理できる人員（原則として12名以上）を配置し、配置人員のうち1名は現場責任者を置き、常時病院側と連絡等が取れる体制とする。

現場責任者は、業務の遂行にあたっては、病院業務に支障をきたさないよう細心の注意を払い、外来・病棟部門の清掃時間については、あらかじめ看護長等各科の責任者と協議を行うこと。

IV 業務内容

1 一般事項

この作業の実施にあたっては、病院業務に支障のないよう十分に留意のうえ、静粛に行動し、衛生管理及び火気については特に注意するとともに、機械設備・医療用機器等については格別丁寧に取り扱うこと。

- (1) 受託者は、作業実施終了翌日に実施報告書を提出すること。
- (2) 特に鍵の保管管理及び精神科病棟における都度の施錠確認等については、厳に徹底を図ること。
- (3) 病室については、患者に迷惑がかからないよう配慮し、特に保護室・重症室については、必ず病棟看護長の指示に基づき実施することとし、保護室の清掃に当たっては、病院職員1名の立ち会いの下で実施すること。

清掃範囲は、壁床清掃及び塵かごの処理とし、病室設置の便所等は併せて実施すること。

また、感染性疾患の病室（結核病室を含む）清掃に当たっては、病棟看護長の指示に従い、床の消毒等必要な作業を行うこと。
- (4) 病室によっては、高度な医療用機器等を備えているので、作業に当たっては次の事項について留意のうえ実施すること。
 - ア 塵・埃を飛散させないこと、又、水使用の場合は、機械その他を濡らさないこと。
 - イ 清掃器具等による設置器物への損傷事故のないよう、特に細心の注意を払うこと。
 - ウ 引火性のガソリン・ベンジン等の薬品は使用しないこと。
- (5) 感染対策のため、清掃用具等は清浄度区分によって適切に使い分けを行うこと。又、床・トイレ等、環境表面の清掃にあたっては、次亜塩素酸ナトリウム等を適切に使用すること。
- (6) 瓶類・ガラス屑・不燃物等は相当量生じるので、所定の場所において整理したものを全面的に搬出処分するものとする。
- (7) この作業に使用する材料は、全て品質良好のもので、あらかじめ検査を受けた品質又は同等以上のもので、可能な限り県産品を使用すること。
- (8) この作業に使用する材料・機械器具等全て受託者の負担とし、電気・水道・ガスの使用は病院側が負担するものとする。
- (9) 作業の実施にあたり、建物・工作物・機器その他に対し損害を与えた場合は受託者の負担とする。
- (10) 作業中に、破損箇所・故障箇所・異常箇所等発見したときは、直ちに担当係に報告すること。
- (11) 業務従事者へ適切な制服を支給し、名札を着用させること。

2 清掃方法

(1) 日常清掃

ア 掃き掃除・塵払い

機械器具等設備のある場所及び執務時間中に実施する場合、又、特に病室においては、電気掃除機の使用又はフロアブラシ類を使用すること。又、塵払いによる周辺の設備機器等への堆積ゴミも同時に取り除くこと。

イ 床掃除

- (ア) 外来（ブロック受付、廊下、診察室、処置室等）、検査部門、放射線部門、薬局等の清掃は、始業時間前又は診療終了後に掃き掃除・塵払い等を実施すること。
- (イ) 塩ビ系シート・塩ビ系タイル部分で、係員の指示する箇所は電気掃除機を使用し、その他は強く絞った水ぬぐいモップ又はフロアブラシ類で塵を除去し、特に汚れが目立つ床面は、空バフイング又はスプレーバフイングにより研磨する。この場合、簡易に移動し得る椅子・衝立等の備品類は移動し、入念に掃除すること。移動した備品類は、清掃後、元の場所へ戻すこと。ベッド・処置台等の下も同様に行うこと。
- (ウ) 木床部分は、強く絞った水ぬぐいモップ又はフロアブラシ類で掃除する。
- (エ) モザイクタイルの部分は、モップ又は雑巾により水拭きすること。
- (オ) コンクリート舗床及び煉瓦敷き部分等は、水洗いのうえブラシにより洗浄する。
- (カ) カーペットは、電気掃除機をもって吸塵する。
- (キ) MRSA 感染症患者の病室は、MR 用オートモップ又はフロアブラシで掃除すること。

ウ 壁・窓

掃除機その他の器具により清拭すること。空間の蜘蛛の巣にも注意して、蜘蛛の巣を取り払いながら、掃除を行うこと。

エ 消耗品の補給

各水洗便所のペーパー・便座クリーナー液・手洗い用石鹼液等は、良質のものを備え付け常にこれを絶やさないう補給すること。便座クリーナー液及び手洗い用石鹼液は、各水洗便所に設置している自動式等の容器に合う規格のものとする。2階更衣室内シャワー室のシャンプー等は、適宜内容量の確認を行い、空になる前に担当係へ補給の連絡をすること。

各病室のごみ箱にビニール袋を備え付け、適宜補給すること。

オ 駐車場

週に1回美観を損ねると思われる汚物・空き缶等の排除、なお、急を要する清掃等については、係員の指示に従い実施すること。

カ 院外、外周

1日1回美観を損ねると思われる汚物・空き缶等の排除、なお緊急を要する清掃等については、係員の指示に従い実施すること。

キ 棄却物の搬出

病院施設において発生した棄却物の全て（塵・瓶類等）を所定の場所に処理し、同ポリ容器は掃除のうえ定位置に戻すこと。この作業は、病棟は1日に2回、その他は1日に1回を原則とする。

(2) その他の清掃

ア 浴室

浴室は、浴槽の脱水後に内外を石鹼水で洗い、洗面器等は洗剤で入念に洗い雑巾拭きをする。浴室の清掃に使用する布・スポンジ等は、病棟ごとに使い分け、使用後は消毒のうえ乾燥させること。

イ 湯沸・流し台

湯沸台は、洗剤で入念に洗い雑巾拭きをする。

ウ 畳

箒類又は電気掃除機で掃除し、強く絞った雑巾で水拭き又は乾拭きをする。

エ 洗面器・便器・汚物処理用器具・汚物槽

丁寧に洗剤を用いて洗い、さらに水洗いのうえ布拭仕上げをする。この際タワシ等で傷をつけないよう注意すること。又、定期的に薬液を用い表面の汚濁を除去すること。

オ 便所の隔壁・扉・腰タイル・巾木タイル

雑巾で水拭きをする。

カ 便所の汚物入れ・たんづぼ

所定の処理をしたうえで、容器の内外を水洗いし清潔を保つこと。

キ 窓・扉・トイレ等の金具

汚れがある場合には、雑巾で水拭きをする。

ク 茶殻入

所定の処理をすること。

ケ 塵かご・汚物容器

塵・紙屑等、その他不燃性のものは集積場所に搬出し、指定の場所まで運搬すること。容器は常に清潔を保つように心がけること。

コ エレベーター

内部は毎日掃除し、扉の溝は常に塵を除却する。又、扉・床は、布又はモップ等で乾拭きし、内部のワックス磨きも随時行うこと。照明器具は常時清掃のこと。

サ 待合用及び休憩用椅子

毎日たたき掛けのうえ乾拭き仕上げをすること。特に汚れた箇所は水雑巾で清掃のこと。又、常時整列を保つこと。

シ 出入口マット

毎日付着した土を取り除くこと。マット地は毎日掃除のこと。

ス スロープシンク（手洗所内部にあるモップ等を洗う容器）

塵・埃類の流入を防止するため、ワイヤネットのバスケットを備え付けること。

セ 放射線関係床掃除

特にバリウムのこぼれがあるので水雑巾で拭き取ること。

ソ 給食残渣容器清掃

生ゴミ庫及び使用した容器は清掃・洗浄して常に清潔に保つこと。

(3) 特別清掃

ア 床掃除

(ア) 塩ビ系シート・塩ビ系タイル

最初に荒掃除をし、次に適正洗剤を用いて掃除を行ったうえで、汚水を拭き取り十分乾燥を待って樹脂ワックスを用い均等に塗布すること。最後に電気ブラシで磨き仕上げをするものとする。洗浄の際に床上に漏水させないように手早く順次拭き取る。この時に巾木タイルや壁を汚損しないよう留意すること。

また、特に汚れがひどい場合等、委託者の指示に応じて年1回は剥離剤を用いて樹脂ワックスの除去を行うこと。

イ その他

(ア) 高所清掃

受託者は、高所清掃を清掃基準表に従い行う。なお、「高所清掃」とは、手の届かない天井・壁・窓及び棧・照明器具・時計・換気扇・空調給排気口（空調機フィルター清掃については別途「空調設備保守業務委託」において実施するため、本契約には含まないものとする。）・パイプ類・ブラインド等の設備の防塵及び清拭消毒のことをいい、脚立等を用いて掃除機又はハタキで塵払いあるいはモップハンドルを伸ばし、高所まで作業すること。照明器具（電球カバー類・電球・蛍光灯器具）は丁寧に取り外し布で乾拭きをすること。

(イ) 外部サッシ

窓から、乾いたモップ又はブラシ等を用いて丁寧に塵払いをすること。

(ウ) 窓ガラス（建物内外の窓及び入口ガラス）

両面とも、まず石鹼水又は薬液類（スチールに有害となるもの、あるいはサッシに塗布したペンキが溶解される恐れのあるものは不可）で拭き、更に乾布で磨き仕上げをすること。

年2回の清掃時期は、4月及び10月頃とする。

ガラス清掃と併せて、建物外の窓及び壁等の蜘蛛の巣を除去すること。

(エ) 扉・壁・エレベーターかご内部・同扉・枠及びホールパネル等

水、又は適正洗剤を用いて拭き取りをすること。

(オ) 壁腰回り綿埃の除去

特に、廊下等下部に塵が密着するので、電気掃除機又は刷毛で丁寧に除去すること。

(カ) 打放しコンクリート

サンドペーパー又はワイヤーブラシ類を用い、汚染部分を入念に水洗い清掃する。

(キ) 腰床タイル洗浄磨き出し

まず、付着物を取り除いた後、石鹼温水又は清水を用いて洗浄のうえ乾布磨き仕上げをする。

(ク) モルタル床磨き

ブラシを用い、少量の石鹼水で水洗いをする。

(ケ) 窓・扉・便所の金具磨き

水、又は適正洗剤を用いて拭き取りをすること。

(コ) 暗渠、マンホール床下（ピット内）

内部の汚物等を入念に取り除きのうえ水洗いする。

(サ) 大樋内部ドレン落口

内部に堆積している塵・芥類を抜き取り、特に堅樋落口廻りは入念に清掃すること。

(シ) 庭、屋上

屋上、前庭、後庭は週1回であり、一般的な清掃であるが、特に排水口の詰まり、美観を害すると思われる汚物の排除、又は急を要する清掃等は係員の指示に従い施行すること。

(4) 清潔清掃

ア 業務の基本

(ア) 受託者は、諸室等の適正なクリーン度を維持するために、病院が定めるガウンテクニック等の入退室基準を遵守し、清潔エリアに準じた清掃方式（清浄度別に清掃資機材を色分けし、交差汚染を防止）により業務を行う。

(イ) 業務の遂行にあたっては、常に業務内容の見直しを行い業務改善に努めること。

(ウ) 受託者は、清掃用具や消毒薬等の薬液を適切に使用・管理し業務を行う。清掃用具は、区域ごとに区別して使用する。また、消毒に使用するタオル・モップ等は清掃用のものと区別し、適切に使用・管理する。

イ 日常清掃実施項目

(ア) 床の除塵及び清拭消毒

・受託者は、ごみや埃が空中に舞い上がらないように注意しながら床の除塵及び清拭消毒を行う。

・受託者は、除塵中に染みを発見したときは、簡単に取れる染みは染み抜き処置を行う。取れない染み、または破損個所がある場合は病院に連絡する。

・受託者は、モップヘッドは清潔で乾燥したものを必ず用い、モップは汚染されたら随時、清潔なモップに取り替えながら床の清拭消毒を行う。なお、使用して汚れたモップは、その場所で洗浄せずに別の場所でまとめて洗浄すること。

(イ) 棧、備品等の消毒拭き

受託者は、棧、備品等の清拭または乾拭きを行う。棧、備品等の主な対象は以

下のとおりとする。

- ・室内窓ガラス、棧、棚、カウンター、手すり、案内板、ドア、手の届く範囲の壁、電気スイッチ板、ドアの取手や蝶番等の設備機器や備品類

- ・当直室及び仮眠室内の家具

(ウ) 廃棄物の処理

- ・受託者は、ごみ箱の中にあるごみをごみ箱のビニール袋ごと交換し、ごみ箱容器が汚れている場合は、必要に応じて清掃・消毒する。

- ・受託者は、区域内にあるごみを病院の定める部門内1次集積場所へ搬送し分別する。分別の際には、院内廃棄物分別方法を遵守し、分別が不適切であった場合は分別のやり直しを行う。また、吸引ボトル等に体液が残っている場合は、現場の看護師に確認のうえ規程に従い処理する。

- ・受託者は、区域内の1次集積場所のごみを回収し、廃棄物置場まで搬送する。

(エ) 区域内の衛生設備の清掃

- ・受託者は、区域内の衛生設備洗浄あるいは清拭・消毒を行う。区域内の衛生設備の主な対象は以下のとおりとする。なお、清掃作業基準表に明記されていない場合においても、区域内に衛生設備がある場合は、適時清掃を行うこと。

床、手洗い流し、棚、棧等、ガラス、鏡、壁、水道蛇口、配管パイプ、排水溝等

(オ) 消耗品管理

- ・受託者は、基準に基づき区域内の擦式手指消毒液等の日常消耗品の残量を確認し、必要に応じて補給する。なお、清掃作業基準表に明記されていない場合においても、区域内に消耗品がある場合は適時補給を行うこと。

(カ) 部署別特記事項

- ・血管造影室の床の除塵及び清拭消毒

受託者は、1日1回午前の検査準備開始前までに、ごみや埃が空中に舞い上がらないよう、注意しながら除塵を行う。なお、緊急検査時については、別途委託者と協議する。

- ・新生児関連諸室の衛生設備の清掃

受託者は、1日2回以上区域内の衛生設備について、洗浄あるいは清拭・消毒を行う。

(5) 随時清掃実施項目

ア 転床、退院時病室清掃

(ア) 受託者は、床の洗浄等を行う場合は、当日の入院患者の状況を把握したうえで、病院業務に支障を来さないよう配慮し、急患に対応できるよう時間短縮に努める。

(イ) 受託者は、患者の退院・転床時にごみや埃が空中に舞い上がらないように注意しながら室内の物品移動を行い、除塵を行う。また、退院・転床がない場合にお

いても、原則として1日1回の清掃を行う。

(ウ) 受託者は、床のみではなくベッド、オーバーベッドテーブル、ロッカー（内・外）、床頭台、冷蔵庫（内・外）、読書灯、コンソールユニット、間接照明の上部、壁、窓などの清掃を行う。

イ 分娩室使用後清掃

(ア) 受託者は、病棟からの要請があった場合は、分娩室の使用後清掃を行うこと。

ウ その他

(ア) 受託者は、患者の処置等によって床面、棧・備品が血液等で汚れている状況を発見した場合や、衛生設備等の汚れが著しい場合は速やかに清拭等を行い、汚れを除去する。

(6) 清掃業務実施にあたっての留意事項

ア 感染防止対策

(ア) 受託者は、入室前には委託者の定める方法で手指の手洗い・消毒を必ず行う。

(イ) 受託者は、配水管から害虫発生のないように定期的に点検し、必要時は消毒等を行う等十分に予防対策を行うこと。

(ウ) 受託者は、感染性廃棄物については、別途受託者の定めた規定に従い、適切に処理する。また、廃棄物を回収する際は、注射針・点滴セットの静脈針等やアンブル類に細心の注意を払って作業を行うこと。特に、手術室内は感染性廃棄物が多く出されるため、感染事故の発生率が高くなるのでその取扱いには十分に注意すること。

(エ) 感染症患者の病室は、感染症の排菌レベルによって、入室方法、廃棄物の取扱い方法等が異なってくるため、別途病院の定める基準に従い清掃作業を行う。

(オ) 受託者は、特に院内感染防止対策を必要とする場合は、病院の指定する方法により各室の消毒を実施する。

(7) その他

ア 受託者は、清掃作業時に動かした備品類等は作業終了後、もとの状態に戻す。

イ 受託者は、防火扉の前や防火シャッターの下には何も置かないようにし、置いてあれば移動させるか、委託者まで連絡する。

ウ 受託者は、使用中でない用具、機材は所定場所に収納し、患者の目に触れる場所に置かないこと。

エ 清掃不要箇所は現場の判断によらず委託者の承認を得ること。

3 災害棟の清掃

災害棟の日常清掃は不要とするが、トイレについては週1回清掃を行うこと。

4 ノロウイルス等の感染症流行時期の救急室等の清掃

ノロウイルス等の感染症流行時期は、救急室及び救急待合の清掃を1日2回行うこと。流行時期は、11月から3月までとするが、例年の流行時期によっては変更することがある。又、清掃は朝及び晩の業務の妨げにならない時間に行うものとする。その他、流行時期の1日2回の清掃については、病院の要請に対応すること。

5 当直、仮眠用寝具のシーツ、包布、枕カバーの交換及び整理

医師当直室用寝具に使用しているシーツ、包布、枕カバーの交換及び整理は毎日行うこととし、2階管理エリアの医師が使用する当直室1・2、仮眠室1～4については午後4時～午後5時までの間に交換を行うこと。又、精神科当直室については、随時実施すること。

6 一般廃棄物の搬送等

病院から排出される一般廃棄物については、病院の指定する廃棄物保管所に運搬・保管すること。

7 感染性廃棄物の搬送等

病院から排出される感染性廃棄物については、これを収集後直ちに感染性廃棄物集積所に保管するとともに、整理整頓を行い清潔に保つこと。又、保管した感染性廃棄物は、紛失事故等発生することのないよう、施設管理の徹底を図ること。

8 その他特記事項

- (1) トイレトペーパー・便座クリーナー液・手洗い用石鹼液・各病室のごみ箱用のビニール袋等の消耗品については、受託者の負担とする。

9 災害時の対応

災害が発生し、病院内に災害対策本部が設置された場合は、通常のコツ掃は中止し、臨時に開設する治療エリアや仮設トイレの清掃等、状況に応じて臨機の清掃対応を行うものとする。

10 仕様書等と業務内容が一致しない場合の対応

委託者から、業務内容が仕様書等の内容に適合していない旨の連絡があった場合には、直ちに改善措置を講じたうえで、速やかに報告書を提出すること。

V 服務心得

服務中において次にあげる事項を順守すること。

- (1) 服務規定を順守し、作業服及びネームプレートを着用し、身だしなみ（アクセサ

- リー、匂い、髭、化粧、爪)を正しくすること。
- (2) プライバシーに配慮した気配りを持つこと。
- (3) 清掃業務中は、患者・来院者の妨げとならないようにすること。
- (4) 常に規則を守り、病院関係者に協力して業務に従事すること。

VI 経費

- (1) 業務に要する物品等はすべて受託者の負担とする。
- (2) 作業服、名札は受託者負担とする。
- (3) 院内業務における光熱水費は委託者負担とする。

VII その他

- (1) 受託者は業務遂行にあたり、業務に関する法律等関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、年に1回以上、従事者に対する人権研修を実施すること（病院で実施する研修会への参加を含む）。
- (3) 受託者は、委託期間終了後に委託業務を新たに受託する者に対し、業務が滞ることのないよう誠意をもって十分引き継ぎを行うものとする。なお、これに要する費用は引き継ぎを受ける新たな受託者が負担するものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、その都度病院と受託者とが協議し、文書により取り決めるものとする。